

防府市消防通信運用要綱

平成 16 年 11 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、防府市消防通信規程（令和 7 年防府市消防本部訓令第 5 号。以下「規程」という。）の規定に基づき、山口県央消防指令センター（以下「指令センター」という。）と共有する消防用通信機器等の適正な管理及び運用を行うための必要な事項を定めるものとする。

(無線局の種別等)

第 2 条 規程第 2 条第 1 項第 1 7 号から 2 2 号に掲げる固定局、基地局及び陸上移動局は、別表 1 のとおりとするものとする。

(対象機器及び更新年数)

第 3 条 規程第 3 条第 1 項の消防通信機能の維持に係る対象機器及び更新年数の基準は、指令センターの基準に準拠する。

(機器の管理)

第 4 条 前条の対象機器を適正に管理するため、当該機器が設置されている部署の所属長を機器等管理者とする。

2 機器等管理者は、機器及び記憶装置等によって処理される情報が他に漏れないように適正に管理しなければならない。

3 機器等管理者は、通信機器等に不具合が発生したときは、通信機器等不具合発生報告書（第 1 号様式）、通信機器等を破損・忘失したときは、通信機器等破損・亡失報告書（第 2 号様式）により速やかに広域通信管理課長を介して消防長に報告しなければならない。

(通信施設の運用)

第 5 条 通信管理施設の運用方法は、次に掲げるものとする。

(1) 災害対策室（機械室を含む）における通信管理業務は、広域通信管理課員（以下「管理員」という。）及び署から指定される通信勤務員（以下「通信員」という。）で行うものとする。

(2) 災害対策室の室温は、おおむね 24℃、湿度は、20%から 80%までとする。

(3) 管理員及び通信員は、災害対策室内の機器の取扱いを熟知しておくものとする。

- (4) 通信員は、勤務時間中みだりに災害対策室を離れてはならない。
- (5) 管理員及び通信員は、特異な事案等が発生した場合、消防長ほか担当課長に報告するものとする。
- (6) 無線局は、月に1回試験交信をするものとする。
- (7) 本部庁舎及び大平山局舎の自家用発電機が稼働した場合、燃料補給のため、管理員又は通信員は、稼働した時間を消防総務課に報告するものとする。
- (8) 管理員は、毎月防府市各主管課から受領する住民情報の適正管理に努め、地図メンテナンス装置により地図等検索装置への登録、修正作業を行い、常に最新の情報を維持するものとする。また、住民情報の閲覧は管理員に限るものとする。
- (9) 管理員又は通信員は、各カメラを監視するとともに、玄関インターホン並びに駆け込み通報装置で外来者との対応をするものとする。
- (10) 管理員又は通信員は、佐波地下道の異常を覚知した場合、警備室長及び警察等関係機関に連絡するものとする。
- (11) 管理員又は通信員は、本部庁舎のエレベーター及び多目的トイレの呼出があった場合、警備室長に連絡するものとする。
- (12) 通信員は、休日・夜間のファックスの管理を行うものとする。
- (13) 管理員又は通信員は、他機関から要請があった場合等においては、サイレンを手動で吹鳴するものとする。
- (14) 即報基準に該当する災害等が発生した場合の指令センターによる第1報後の第2報以降については、災害等の規模や状況に応じて、適宜、担当課が判断し、国、県及び消防長会に報告するものとする。
- (15) その他上記以外の業務については、広域通信管理課長の指示によるものとする。

(災害時の対応)

第6条 市が災害対策本部又は水防本部を設置した場合における警防本部の任務分担については、別に定める。

(関係機関への連絡)

第7条 管理員又は通信員は各種災害等が発生したならば、指令センターと連携し、関係機関に連絡するものとする。

(保守点検)

第8条 規程第4条第2号に基づく保守点検については、指令センターの基準に準拠するものとする。

(データの保存)

第9条 次に掲げるデータを保存・管理するものとする。

- (1) 気象データ
- (2) 気象観測機器点検記録
- (3) 林野火災警報（注意報を含む）等記録
- (4) 火災警報（火災気象通報を含む）等記録
- (5) 緊急通報装置等受信記録
- (6) その他業務上必要とされるデータ

(無線の運用)

第10条 規程第17条に基づき、指令センターから無線運用を委譲された場合に限り、管理員及び通信員は、複数の災害現場において無線統制する必要があると認めるときは、陸上移動局に対して使用周波数を変更させ混信防止に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議 合	主 任	係 長	補 佐	課 長	次 長	消 防 長

機 器 等 の 種 別	☐ 災害対策室内 ☐ 署所端末 ☐ 車載端末 ☐ 消防業務支援装置（ ） ☐ 消防本部OAシステム(ソフトウェア) ☐ その他（ ）
端 末 番 号 等	
不具合の状況	

該當課（署）	取扱者	主任	係長	補佐	課長

広域通信管理課 処 理	修理等依頼日	年 月 日	担当者
	修理等依頼先		
	修理等見積額		

	費用請求	☐ 有 ☐ 無
--	------	---

修理完了確認印	修理完了日／担当者	年 月 日／
---------	-----------	--------

広域通信管理 課長	該当 所属長	消防総務 課長	修理内容：

第 2 号様式（第 5 条関係）

合	議	主 任	係 長	補 佐	課 長	次 長	消 防 長

通 信 機 器 等 破 損 ・ 亡 失 報 告 書

通信機器等を（破損・亡失）しましたので、下記のとおり報告します。

記

年 月 日

防府市消防長 様

所属長職・氏名

該当機器使用者 所属・職・氏名

機 器 等 の 種 別 (P C 番 号 等)	☐ 署所端末 () ☐ 車載端末 ()				
	☐ 消防業務支援装置 ()				
☐ その他 ()					
事 故 発 生 の 状 況	年 月 日 (曜 日) 時 分頃				
今 後 の 対 策					
該 当 課 (署)	取 扱 者	主 任	係 長	補 佐	課 長

広 域 通 信 管 理 課 処	修理等依頼日	年 月 日	担当者
	修理等依頼先		
	修理等見積額		
対応予定：			
			費用請求 ☐ 有 ☐ 無
修理完了確認印		修理完了日／担当者	年 月 日／
広域通信管理 課長	該 当 所属長	消防総務 課長	修理内容：

防府市消防本部管理無線局一覧（令和7年11月25日現在）

別表 1

常備

非常備(団)

デジタル携帯局(R7.11:機種変更)

デジタル携帯型移動局（2W→5W）			
	署所別	呼出名称（識別信号）	積載場所
1	本	ほうふこうほう101	署（事務所）
2	本署	ほうふこうほう102	本部2
3		ほうふせきさい103	査察係
4		ほうふしき111	11号
5		ほうふはしご131	13号
6		ほうふきゅうこう141	14号
7		ほうふはんそう151	15号
8		ほうふすいそう161	16号
9		ほうふはんそう171	17号
10		ほうふぼんぶ211	21号
11		ほうふぼんぶ221	22号
12		ほうふたंक231	23号
13		ほうふかがく251	25号
14		ほうふきゅうきゅう271	27号
15		ほうふきゅうきゅう281	28号
16		ほうふきゅうきゅう291	29号
17		ほうふきゅうきゅう381	38号
18	南	ほうふぼんぶ311	31号
19		ほうふぼんぶ321	32号
20		ほうふかがく351	35号
21	東	ほうふきゅうきゅう371	37号
22		ほうふぼんぶ411	41号
23		ほうふぼんぶ421	42号
24		ほうふたंक431	43号
25		ほうふきゅうきゅう471	47号

H29年度総務省消防庁貸与デジタル携帯型移動局(2W)

	呼出名称（識別信号）	設置場所
1	ほうふほんしょ101	署（NEC）
2	ほうふほんしょ102	署（NEC）
3	ほうふほんしょ103	警防1（NEC）
4	ほうふほんしょ104	本署（NEC）
5	ほうふほんしょ105	11号（NEC）
6	ほうふほんしょ106	署（NEC）

上記6台は新規購入修理しない

非常備消防団デジタル携帯型移動局(5W)

	分団別	呼出名称（識別信号）	設置場所
1	宮市	ほうふみやいちぶんだん1	
2	三田尻	ほうふみたじりぶんだん1	
3	華陽	ほうふかようぶんだん1	
4	華城	ほうふはなぎぶんだん1	
5	牟礼	ほうふむれぶんだん1	
6	向島	ほうふむこうしまぶんだん1	
7	野島	ほうふのしまぶんだん1	
8	西浦	ほうふにしうらぶんだん1	
9	大道	ほうふだいどうぶんだん1	
10	右田	ほうふみぎたぶんだん1	
11	玉祖	ほうふたまのやぶんだん1	
12	富海	ほうふとのみぶんだん1	
13	小野	ほうふおのぶんだん1	

デジタル車載局(R7.11:機種変更)

デジタル車載型移動局（5W→10W）				
	署所別	呼出名称（識別信号）	車名	緊援隊登録車
1	総	ほうふそうむ1	総務1号	
2	本署	ほうふこうほう1	広報1号	
3		ほうふこうほう2	広報2号	
4		ほうふせきさい3	積載3号	
5		ほんしょしき11	11号	
6		ほんしょはしご13	13号	
7		ほんしょきゅうこう14	14号	
8		ほんしょはんそう15	15号	緊援隊
9		ほんしょすいそう16	16号	緊援隊
10		ほんしょはんそう17	17号	（支援車両）
11		ほんしょぼんぶ21	21号	緊援隊
12		ほんしょぼんぶ22	22号	緊援隊
13		ほんしょたंक23	23号	
14		ほんしょかがく25	25号	
15		ほんしょきゅうきゅう27	27号	
16		ほんしょきゅうきゅう28	28号	
17		ほんしょきゅうきゅう29	29号	緊援隊
18		ほんしょきゅうきゅう38	38号	
19	南	にしぼんぶ31	31号	
20		にしぼんぶ32	32号	
21		にしかがく35	35号	
22	東	にしきゅうきゅう37	37号	
23		ひがしぼんぶ41	41号	
24		ひがしぼんぶ42	42号	
25		ひがしたंक43	43号	緊援隊
26		ひがしきゅうきゅう47	47号	緊援隊

非常備消防団デジタル車載型移動局(5W)

	分団別	新呼出名称（識別信号）	設置場所
1	華陽	ほうふかようぶんだん2	華陽力山寺 庫

上記無線は新規購入、修理しない

その他デジタル移動局

デジタル可搬型移動局(5W)				
	署所別	呼出名称（識別信号）	積載場所	
1	本	ほうふげんばぼんぶ1	11号	

デジタル卓上型移動局(5W)				
	署所別	呼出名称（識別信号）	積載場所	
1	署	ほうふほんしょ	本署	
2	南	ほうふにし	西部出張所	
3	東	ほうふひがし	東部出張所	

デジタル基地・固定局

デジタル基地局(20W)			
	署所別	呼出名称（識別信号）	設置場所
1	本	ほうふしょうぼうおおひらやま	大平山局舎
2		ほうふしょうぼう	機械室

多重無線固定局(190mW)			
	署所別	呼出名称（識別信号）	設置場所
1	本	ほうふしょうぼうおおひらやま	大平山局舎
2		ほうふしょうぼう	機械室
3		ほうふしょうぼうぜんじょうじまえやま	禪定寺前山中継所

(R7.11機種変更)

署活動系400MHz帯携帯局(アナログ):R7.11機種変更

署活動系携帯移動局400MHz（1W）			
	署所別	呼出名称（識別信号）	積載場所
1	本署	ほんしょ801	11号
2		ほんしょ802	11号
3		ほんしょ803	署管理係
4		ほんしょ701	広報1
5		ほんしょ702	広報2
6		ほんしょ703	14号
7		ほんしょ131	13号
8		ほんしょ132	13号
9		ほんしょ141	14号
10		ほんしょ142	14号
11		ほんしょ151	15号
12		ほんしょ161	16号
13		ほんしょ162	16号
14		ほんしょ171	17号
15		ほんしょ211	21号
16		ほんしょ212	21号
17		ほんしょ213	21号
18		ほんしょ221	22号
19		ほんしょ222	22号
20		ほんしょ231	23号
21		ほんしょ232	23号
22		ほんしょ233	23号
23		ほんしょ234	23号
24		ほんしょ251	25号
25		ほんしょ252	25号
26		ほんしょ253	25号
27	南	ほんしょ254	25号
28		ほんしょ271	27号
29		ほんしょ272	27号
30		ほんしょ281	28号
31		ほんしょ282	28号
32		ほんしょ291	29号
33		ほんしょ292	29号
34		みなみ311	31号
35		みなみ312	31号
36		みなみ321	32号
37	東	みなみ322	32号
38		みなみ323	32号
39		みなみ351	35号
40		みなみ352	35号
41		みなみ353	35号
42		みなみ371	37号
43		みなみ372	37号
44		ひがし411	41号
45		ひがし412	41号
46		ひがし421	42号
47		ひがし422	42号
48		ひがし423	42号
49		ひがし431	43号
50		ひがし432	43号
51		ひがし433	43号
52		ひがし471	47号
53		ひがし472	47号

(R7機種変更)

署活動系携帯移動局400MHz（1W）緊援隊用				
	署所別	呼出名称（識別信号）	保管場所	
1	本署	ほうふ101 (R2/3)	11号	既存流用 R7機種変更なし
2		ほうふ102 (R2/3)		
3		ほうふ103 (R2/3)		
4		ほうふ104 (R2/3)		
5		ほうふ105 (R2/3)		
6		ほうふ106 (R2/3)		
7		ほうふ107 (R2/2)		
8		ほうふ108 (R2/2)		
9		ほうふ109 (R2/2)		

令和2年2・3月配備(全国仕様・400MHz防災相互波設定)

非常備消防団署活動系携帯移動局400MHz(1W)				
	署所別	呼出名称（識別信号）	積載場所	
1	署	ほんしょ111	11号	R7機種変更
2		ほんしょ112	11号	
3		ほんしょ113	11号	
4		ほんしょ114	11号	